

平成25年11月より、問診票の「簡易版」も導入しました。

詳細版（従来版）

時刻	0	3	6	9	12	15	18	21	24	場所・施設名
3/11 (日)										①自宅
移動										②水
3/12 (月)										③中(〇〇) ④学校施設
移動										⑤知人宅(〇) △市庁舎
3/13 (火)										⑥職場(〇) ⑦市庁舎
移動										⑧北水
3/14 (水)										⑨市庁舎(〇) ⑩温泉
移動										⑪山
3/15 (木)										⑫市庁舎 ⑬知人宅(〇〇) ⑭市庁舎
移動										

簡易版

期間 平成23年 3月11日

1この期間の居住地は、3ページで記載した住所と同じですか？
同じ 異なる住所 3月11日の住民票住所 現在住所
異なる(下記に記入ください。)

2居住地の中でどの施設、平均的に最も滞在している時間帯は、
 1日最大どのくらいですか？
自宅 職場 学校 病院 市庁舎 その他

33時間以内の外出(職場を除く)は、何回ありましたか？
はい いいえ(次の欄にお名前を記入)
はい(3ページと同様であれば、外出先と滞在の記入は不要)
 外出先施設名：
 市庁舎 市庁舎 市庁舎

44日以上の外出先での滞在時間は、1日あたりどのくらいでしたか？
 外出先施設名：
 市庁舎 市庁舎 市庁舎

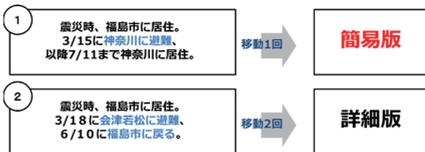
55日以上の外出先での滞在時間は、1日あたりどのくらいでしたか？
 外出先施設名：
 市庁舎 市庁舎 市庁舎

3/11～3/25までは1時間単位
で記入していたものを、
基本的な行動パターンで、
まとめて記入

【簡易版の適用条件】

震災後4か月間で避難や引っ越し等で居住地、学校、勤務先の変更など、行動パターンの大きな変化が1回以下の方のみが対象となります。

例



県民健康調査の「基本調査」とは？(福島県立医大放射線医学県民健康管理センター)より作成

基本調査で行動記録などを記入いただく問診票は、3月11日から3月25日までの行動については1時間単位で記入いただくものでした。しかし、記入が難しいとご指摘を受けて、記入を簡略化した「簡易版」問診票を2013(平成25)年11月より導入しました。

ただし、精度管理上、簡易版の利用には条件があり、震災後4か月間に避難や引っ越しなどで大きな変化が1回以下の方のみが対象となります。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

関連 Q&A

- ・6章 QA7 基本調査の書き方が分かりません
- ・6章 QA8 基本調査の問診票を紛失してしまいました
- ・6章 QA13 これから提出しようと思っています。返信用封筒の期限が切れていますが、投函しても問題はないですか
- ・6章 QA15 原発事故後時間も経過しているため、詳しく行動を覚えていません。どうすればよいですか
- ・6章 QA22 震災時、子どもたちは同じ行動をしていました。それなのに同じ内容を書いて個別に回答を送る必要があるのですか